

稲城市ファミリー農園規約

令和6年4月1日

(目的)

- 1 稲城市ファミリー農園（以下「農園」という。）は、余暇活動の一環として農に親しむ機会を市民に提供するとともに、多面的機能を有する農地の保全を図る目的で設置しています。

(利用対象者)

- 2 市内在住者

(利用申込方法)

- 3 利用申込みの手続きは市広報紙に掲載します。

(決定方法)

- 4 申込者多数の場合は、抽選により決定します。

(決定通知)

- 5 利用申込み結果は、文書により通知します。

(利用区画)

- 6 利用できる区画は1世帯1区画、約15㎡以内とします。

(利用期間)

- 7 利用期間は、令和6年4月1日から令和8年2月28日までとします。

(利用期間の途中から利用する場合は、利用承認月から令和8年2月28日までです)

(利用期間中の中止)

- 8 農園は、土地所有者から市が借り受け市民に利用していただいている関係上、土地所有者の都合により利用期間中でも返還する場合があります。この場合、利用者に対して約1ヵ月前にその旨を連絡し、利用を中止していただきます。

(返還方法)

- 9 利用者は、利用期間終了日までに栽培している野菜類を撤去し区画内を耕して次年度の利用者が利用しやすい状態にして返還してください。

(栽培品目)

- 10 栽培は、単年性植物（野菜類）とし、樹木等の栽培は禁止とします。

(利用料金)

- 11 利用料金は、1区画年間6,120円とします。なお、利用者の責により利用を中止する場合には利用料金を返還いたしません。また、利用料金の支払い方法は、送付される納付書で納付期限までに納付してください。

(その他利用者の守るべきルール)

- 12 農園の利用に際しては、次に掲げるルールを守ってください。

- ① 農園内で出た雑草や生ごみ等は持ち帰るか、区画内に埋めて堆肥にするなどし、放置しないこと。また、石等持ち込まないこと。

稲城市ファミリー農園規約

- ② 早朝から大声で話す等近隣住民の迷惑になる行為を行わないこと。
- ③ 利用承認区画内で耕作すること。隣接区画に農作物をはみ出したり、隣接区画が日陰にならないよう配慮した作付けをすること。
- ④ 雑草の放置は病害虫の原因となり、近隣区画の利用者の迷惑となるため、こまめに除草作業を行うこと。また、隣接する共用部分についても除草を行うこと。
- ⑤ 利用待機者が多くいるため、市外に転出する場合や農園の利用が困難になった場合は、すみやかに経済課農政係まで連絡し、待機者が農園を利用できるようにすること。
- ⑥ 車での来園は行わないこと。
- ⑦ 農園を出る際は、靴等についた土をよく落とし、近隣の道路を汚さないようにすること。
- ⑧ 耕作に使用した農機具は、必ず持ち帰り農園に放置しないようにすること。
- ⑨ 農業資材（支柱等）を利用承認区画外に置かないこと。
- ⑩ 野焼きを行わないこと。

(利用資格の喪失)

- 13 次の項目のいずれかに該当した場合は利用資格を喪失します。従って、その区画で栽培している野菜等は、直ちに撤去します。
- ① 利用者が市外に転出した場合
 - ② 利用者から利用中止の申し出があったとき
 - ③ 野菜類の栽培以外の目的に利用したとき
 - ④ 利用区画を放置し、著しく雑草を生やしたとき
 - ⑤ 又貸しをしたとき
 - ⑥ 第12のルールを守らないときその他近隣や他の利用者に迷惑をかける行為をしたとき

(事故・被害等)

- 14 市は農園内で発生した利用者の事故や農園内の農作物の被害(天災・病害・盗難等)については、一切の責任を負いません。

(終了後の農作物)

- 15 市は農園利用者が利用資格を喪失したとき、利用期間が終了(中止した場合を含む)したときに、残存している農作物については一切の権利を認めません。

(その他)

- 16 農園を利用するにあたっては、市の指示に従ってください。
- 17 稲城市ファミリー農園規約を順守できていないと判断した際は、次回のファミリー農園の申込をお断りする場合があります。
- 18 農園には、水道設備はありません。